

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第90期（2021年3月1日～2022年2月28日）

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

株式会社さいか屋

法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.saikaya.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2 社

連結子会社は、アルファートレンド株式会社、株式会社さいか屋友の会であります。

(2) 非連結子会社の数 1 社

非連結子会社は、株式会社サンパール藤沢であります。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

適用外の非連結子会社は、株式会社サンパール藤沢であります。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は2月末日であり、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯 蔵 品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 ①償却方法

(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、横須賀店、サンパール藤沢ビル及び1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②耐用年数及び残存価額

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

将来における債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため引当てたもので、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(ハ) 商品券回収損引当金

商品券が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

(ニ) ポイント引当金

期末ポイント未使用残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、「退職給付会計に関する実務指針」（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法を採用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

(ロ) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(ハ) 連結納税からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	7,550,218千円
無形固定資産	15,960千円
投資その他の資産	287,746千円
減損損失	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ) 算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の計画を基礎に、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を総合的に勘案して、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、外部評価機関による不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

(ロ) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、主に当社の売上実績に基づく予想及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

正味売却価額は、外部の専門家である不動産鑑定士の評価等に基づいており、不動産鑑定評価の算定における主要な仮定は、土地の市場価格及び建物の再調達原価、経済的耐用年数、収益価格等であります。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では、2022年8月期第1四半期半ばぐらいまで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

(ハ) 翌年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響を正確に予測することが困難な状況であるため、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合や消費者行動の変化など仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

Ⅳ. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等に関する会計上の見積り

2022年2月期第4四半期におきましては、昨年10月の緊急事態宣言解除後以降続いてきた売上の回復基調が1月中旬まで継続し、赤字幅も縮小してきておりましたが、本年1月21日に発出されたまん延防止等重点措置の影響により、再び売上高において厳しい状況となりました。しかしながら、前年度に実施した希望退職に伴う人件費の減少や外注費の抑制で経費率が改善、支払利息の低減と合わせ、利益構造は確実に改善されてきている状況にあります。

上記のような状況から、新型コロナウイルス感染症影響については、2022年8月期第1四半期半ばぐらいまで続くものと見込んでおりますが、3回目の予防接種の進展、経口治療薬の開発・導入やまん延防止等重点措置の解除により消費行動への影響も徐々になくなることを予想しており、2022年8月期第1四半期半ば以降には売上高は回復するものと仮定しております。

このため、固定資産に関する減損損失及び継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討においては、上記の過程に基づいて将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

Ⅴ. 誤謬の訂正に関する注記

繰延税金負債の計上方法において、過年度の誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、遡及処理後の期首残高は、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金が108,944千円増加しております。

Ⅵ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産につき設定している担保権の明細

(単位：千円)

担保に供している資産				担保権によって担保されている債務	
種 類	期 末 帳 簿 価 額	担 保 権 の 種 類	内 容	期 末 残 高	
建 物	1,657,894	根 抵 当 権			
設 備	877,420	根 抵 当 権			
土 地	4,560,366	根 抵 当 権			
合 計	7,095,682		合 計		—

(注) 担保に係る資産は、下記3.保証債務に記載している親会社の金融機関よりの借入金に対する担保提供になります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,309,347千円

3. 保証債務

当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの銀行借入金8,000,000千円について、連帯保証人となっております。

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,135,314	1,835,000	—	4,970,314
A種優先株式	1,483,036	—	—	1,483,036
自己株式				
普通株式	15,763	169	—	15,932

(注) 1. 普通株式の増加は、第三者割当による新株の発行による増加1,835,000株であります。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加169株であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については銀行預金に限定し、また、資金調達については銀行より借入及び社債、親会社からの借入等により調達する方針です。

デリバティブは、将来の相場変動リスクヘッジとして導入することとしており、投機目的のための取引や短期的売買差益の獲得を目的とする取引の利用は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式等は、主に当社グループと資本関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金・差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

当該リスクについては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注2)参照）

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,486,004	1,486,004	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	205,151	205,151	—
(3) 敷金・差入保証金	1,563,690	1,506,347	△57,343
資産計	3,254,846	3,197,503	△57,343
(1) 支払手形及び買掛金	975,727	975,727	—
(2) 長期借入金	8,655,000	8,655,025	25
負債計	9,630,727	9,630,753	25

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

○資産

(1) 現金及び預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

株式の時価は、取引所の価格によっております。

(3) 敷金・差入保証金

敷金・差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローの残存期間に対応する国債の利回り等により割り引いた現在価値により算定しております。

○負債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映され、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
1. 非上場株式（＊）	21,356
2. 関係会社株式（＊）	5,077

（＊）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権債務の連結決算日後の償還返済予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超
1.預金	1,381,790	—
2.敷金・差入保証金	—	1,563,690
3.長期借入金	—	8,655,000
合計	1,381,790	10,218,690

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △62円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 109円64銭 |

X. 重要な後発事象に関する注記

当社が2010年3月31日に引受先を株式会社横浜銀行として発行した第三者割当によるA種優先株式1,483,036株（発行価額741,518,000円）について、2022年3月25日に、当該株式の全部を当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスが譲り受けました。

なお、A種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、A種株式について、2010年2月末日を含む事業年度から2012年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、2012年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(500円。但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、2013年3月1日以降、次回年率修正日（以下において定義する。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(12か月物)} + 1.00\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、2013年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(12か月物)」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円12か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12か月物)が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12か月物(360日ベース)）として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12か月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

①償却方法

定率法によっております。

ただし、横須賀店の建物、設備及び1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②耐用年数及び残存価額

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 将来における債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため引当てたもので、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 商品券回収損引当金 商品券が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、「退職給付会計に関する実務指針」(中間報告)(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法を採用しております。
- (5) ポイント引当金 期末ポイント未使用残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。
- (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

II. 表示方法の変更にに関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	7,547,345千円
無形固定資産	15,960千円
投資その他の資産	287,746千円
減損損失	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表Ⅲ.会計上の見積りに関する注記に記載のとおりであります。

Ⅳ. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等に関する会計上の見積り

2022年2月期第4四半期におきましては、昨年10月の緊急事態宣言解除後以降続いてきた売上の回復基調が1月中旬まで継続し、赤字幅も縮小してきておりましたが、本年1月21日に発出されたまん延防止等重点措置の影響により、再び売上高において厳しい状況となりました。しかしながら、前年度に実施した希望退職に伴う人件費の減少や外注費の抑制で経費率が改善、支払利息の低減と合わせ、利益構造は確実に改善されてきている状況にあります。

上記のような状況から、新型コロナウイルス感染症影響については、2022年8月期第1四半期半ばぐらいまで続くと思込んでおりますが、3回目の予防接種の進展、経口治療薬の開発・導入やまん延防止等重点措置の解除により消費行動への影響も徐々になくなることを予想しており、2022年8月期第1四半期半ば以降には売上高は回復するものと仮定しております。

このため、固定資産に関する減損損失及び継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討においては、上記の過程に基づいて将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

Ⅴ. 誤謬の訂正に関する注記

繰延税金負債の計上方法において、過年度の誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、遡及処理後の期首残高は、株主資本等変動計算書の利益剰余金残高が108,944千円増加しております。

Ⅵ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産につき設定している担保権の明細

(単位：千円)

担 保 に 供 し て い る 資 産			担保権によって担保されている債務		
種 類	期 末 帳 簿 価 額	担 保 権 の 種 類	内 容	期 末 残 高	
建 物	1,657,894	根 抵 当 権			
設 備	877,420	根 抵 当 権			
土 地	4,560,366	根 抵 当 権			
合 計	7,095,682		合 計		—

(注) 担保に係る資産は、下記3.保証債務に記載している親会社の金融機関よりの借入金に対する担保提供になります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,297,525千円

3. 保証債務

当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの銀行借入金8,000,000千円について、連帯保証人となっております。

4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

種	類	金	額 (千円)
短期金銭債権			5,296
短期金銭債務			42,607
長期金銭債務			8,625,000

Ⅶ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

種	類	金	額 (千円)
営業取引による取引高			
売	上		15,202
仕	入		513,080
そ	の		254,939
営業取引以外の取引高			16,391

2. 特別損失

固定資産除却損

将来使用見込みがなくなった店舗設備等を除却したことによるものです。

その金額は、39,017千円であります。

Ⅷ. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	15,763	169	—	15,932

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加169株であります。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	1,357,234千円
税務上の繰越欠損金	1,636,247千円
商品券未使用残高	194,407千円
退職給付引当金繰入限度超過額	84,036千円
資産除去債務対応費用	50,378千円
その他	64,211千円
小計	3,386,517千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,636,247千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,650,160千円
繰延税金資産小計	100,108千円
繰延税金負債との相殺	△100,108千円
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	86,483千円
資産除去債務対応費用	13,625千円
繰延税金負債小計	100,108千円
繰延税金資産との相殺	△100,108千円
繰延税金負債合計	—

X. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) AFC-HD アムスライフサイ エンス	静岡県 駿河区	2,131,839	健康補助食 品及び化粧 品等の製造 販売	(被所有) 直接 37.22	資金の借入先、 債務の保証、 債務の被保証、 役員の兼任	資金の借入 (注) 1	8,000,000	長期 借入金	8,000,000
							支払利息	16,071	未払費用	3,909
							債務の保証 (注) 2	8,000,000	—	—
							債務の被保証 (注) 3	741,123	—	—
同一の 親会社 を持つ 会社	(株)エーエ フシー	静岡県 駿河区	200,000	健康補助食 品・化粧品 及び自然食 品等の販売	(被所有) 間接 13.14	資金の借入先、 商品の仕入先	資金の借入 (注) 1	625,000	長期 借入金	625,000
							支払利息	15	未払費用	15
							商品の仕入 (注) 4	71,020	買掛金	8,653

(注)上記の金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 同社の銀行借入金に対する債務保証であり、取引金額は2022年2月28日現在の債務保証残高であります。なお債務保証にあたり資産の担保提供を行い、またこれに伴う保証料は発生しておりません。
3. 当社が発行した全国百貨店共通商品券の保全措置に係る債務の保証を受けております。なお、取引金額は2022年2月28日現在の債務保証残高であり、これに伴う保証料は発生しておりません。
4. 商品の仕入については、同社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 △85円79銭
2. 1株当たり当期純損失 109円96銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

当社が2010年3月31日に引受先を株式会社横浜銀行として発行した第三者割当によるA種優先株式1,483,036株（発行価額741,518,000円）について、2022年3月25日に、当該株式の全部を当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスが譲り受けました。

なお、A種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、A種株式について、2010年2月末日を含む事業年度から2012年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、2012年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(500円。但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、2013年3月1日以降、次回年率修正日（以下において定義する。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(12か月物)} + 1.00\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、2013年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(12か月物)」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円12か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12か月物)が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12か月物(360日ベース)）として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12か月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。